

交	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			
(令和11年3月31日まで有効)			

交 規 第 9 3 5 号
令 和 6 年 3 月 2 9 日

各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

通学路の交通安全の確保に向けた対策の推進について

通学路における交通安全の確保については、これまで「通学路の交通安全の確保に向けた対策の推進について」(平成31年2月13日付け交規第546号。以下「旧通達」という。)に基づき各対策を推進してきたところであるが、今後も、関係省庁と連携して通学路の交通安全の確保に取り組むこととしたので、各警察署においては、関係機関等と連携の上、下記のとおり実効のある通学路対策の推進に努められたい。

また、旧通達は廃止する。

記

1 通学路の交通安全の確保に向けた今後の取組

(1) 合同点検の定期的な実施

通学路の交通安全の確保に向けた取組が地域において継続的に行われるよう、学校、教育委員会、保護者及び道路管理者等関係者の幅広い参画を得て、「通学路の合同点検」(以下「合同点検」という。)を定期的な実施すること。

(2) 地域における推進体制の構築

今後実施する合同点検については、これまでの点検を通じて構築された関係機関等との連携体制を活用するなど、継続的な取組が可能となるような新たな通学路対策に関する協議会や連絡会の設置等の推進体制を構築すること。

2 推進上の留意事項

(1) 効果的な合同点検の実施

合同点検を実施するに当たっては、気候・地勢、道路交通の状況及び通学実態等の地域の特性を踏まえ、それぞれの特性に応じた課題を設定するほか、通学路を実際に利用している者に合同点検への参加を求めるなど、合同点検が効果的なものとなるよう努めること。

(2) 交通規制の見直しの推進

合同点検を通じて、通学実態に応じた通行禁止規制の規制時間の見直しや廃校に伴う交通規制の廃止等、通学路の利用実態に応じた交通規制となるよう見直しを図ること。

(3) 積極的な情報の発信

点検結果や対策実施状況について、関係機関と連携の上、各警察署ホームページや広報紙等の各種広報媒体を活用し、地域住民、道路利用者等に対して積極的な情報発信を行うこと。

なお、通学路対策として新たに交通規制を実施する場合は、当該交通規制に関する情報について、各種広報媒体を活用した積極的な広報を実施し、地域住民や道路利用者に対する周知を図ること。

3 交通規制課への報告

各警察署において合同点検を実施した場合は、交通規制課に報告すること。また、各警察署が実施した施策について、通学路対策の効果的な推進を図るため、アピーネットブラウザに掲載し、情報共有を図ることとしているので、合同点検等に関して新たに通学路対策に関する協議会を設置した場合や好事例、先進的事例と認められる施策を実施した場合についても、報告すること。

担当 交通規制課規制第一係